

熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の
一部改正について

熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次の
ように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例

熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年
条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 月額報酬を受ける特別職の職員であって任命権者が定めるものが、月の初日（月
の中途において就職又は当選した場合にあっては、その就職又は当選した日）から
その月の末日（月の中途において離職又は死亡した場合にあっては、その離職又は
死亡した日）までの間、その職責を果たすことができないと認められるときは、そ
の月分の報酬を支給しない。

別表措置診察指定医の項中「13, 110円」を「13, 150円」に改め、同表
精神科病院実地指導審査医の項中「24, 010円」を「24, 090円」に改め、
同表子ども・子育て会議委員の項を削り、同表児童館児童厚生員の項中
「155, 100円」を「148, 400円」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(提出理由)

特別職の職員の報酬額を改定する等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。